企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28 年３月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

本業務に係る見積及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和８年２月２４日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局東京国道事務所長　本田　卓

１．業務概要

（１）業務名

一　Ｒ８単価契約東京国道事務所不動産鑑定評価業務（その１・その２）

（２）業務内容

東京国道事務所が用地取得等のために必要となる（４）に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務。

本業務の履行に当たっては、「不動産鑑定評価基準」、「土地評価事務処理要領」及び「不動産鑑定評価業務仕様書」その他鑑定評価業務に関わる各種規定等を遵守するものとする。

（３）履行期限　　令和９年３月３１日

（４）評価対象地域

１．（１）各号に掲げる各業務で依頼する評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。

一　東京都墨田区内（主に商業地域）

二　東京都文京区内（主に商業地域）

三　東京都港区内（主に商業地域）

四　東京都渋谷区内（主に商業地域）

２．企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

（１）予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月 31 日付官報）に記載されている

時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

（３）企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

（４）企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（企画競争実施に係る説明書参照）。

（５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（６）不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。

（７）業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第 40 条に規定する懲戒処分を受けていないこと。

（８）企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第 41 条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。

（９）企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

(10) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき（２）の競争参加資格を継続するために必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

(11) 不動産鑑定評価業務について、平成２７年度以降公示日までに完了した業務において１件以上の実績を有すること。

(12) 東京都内に本店、支店・営業所等があること。

３．特定するための評価基準

（１）地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績

（２）鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績　等

（３）業務実施方針

評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施　等

（４）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

４．手続等

（１）担当部局

〒１０２－８３４０　東京都千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎１６階

国土交通省関東地方整備局　東京国道事務所　経理課　契約係

電　話：０３－３５１２－９０９１

電子メール：ktr-toukoku-keiri2@mlit.go.jp

（２）企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

①交付場所及び方法

電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記（１）の担当まで事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（１）に電子メールにて依頼を行うこと。

ただし、交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記（１）に申し出ること。

②窓口での交付期間

令和８年２月２４日から令和８年３月１６日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時１５分から１８時００分まで。（最終日は１７時まで。）

（３）企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和８年３月１６日（月）　１７時００分

提出場所：上記（１）に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書等に必ず記載すること。

（４）企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口　４．（１）に同じ。

（３）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（４）企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。

（５）企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

（６）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

（７）特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（８）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

（９）その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。